

出資法人(財団法人奈良県林業基金、財団法人奈良県緑化推進協会)に関する財務事務について

第1 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項並びに奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件(監査テーマ)

1. 監査の対象

出資法人(財団法人奈良県林業基金、財団法人奈良県緑化推進協会)に関する財務事務について

2. 監査対象期間

原則として平成14年度とし、必要に応じて平成15年度の監査現場での作業実施時点以前及び平成13年度以前も含める。

3. 監査対象部署

監査対象部署は、農林部、財団法人奈良県林業基金及び財団法人奈良県緑化推進協会である。

III 特定の事件の選定理由

監査対象とした2法人は奈良県が出資している法人であり、県にとって重要な事業のひとつである林業・木材産業の振興、森林資源の維持及び緑化推進等について県とともにその業務の一端を担っている。両法人はともに県からの受託事業を実施するとともに、県から補助金を受入れている。

これらの法人に関して、県からの出資金、受託料及び補助金等に関する財務事務のみならず、出資法人自身の財務事務をも対象として、住民の求める福祉の増進かつ効率的な事業を推進しているかについて検討を加えるべく監査の対象としたものである。

IV 外部監査の方法

後掲、「第2財団法人奈良県林業基金II外部監査の方法」及び「第3財団法人奈良県緑化推進協会II外部監査の方法」に記載している。

<p>V 外部監査の実施期間 平成15年7月17日から平成16年3月22日まで</p> <p>VI 外部監査人補助者の資格及び氏名 弁護士：1名（織田貴昭） 公認会計士：5名（武田宗久、松嶋康介、小幡寛子、奥谷恭子、花田拓也）</p> <p>VII 利害関係 包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。</p>	<p>第2 財団法人奈良県林業基金</p> <p>1 法人の概要</p> <p>1. 目的及び設立経緯</p> <p>(1) 目的及び事業</p> <p>① 目的（寄付行為第3条） 財団法人奈良県林業基金（以下第3において「林業基金」という。）は水源地域において森林造成事業及び分収林契約締結促進事業を実施することにより、森林の水資源かん養機能の高揚と林業労働者の就業機会の拡大を図るとともに、将来の地域林業を担う基幹的林業労働者後継者の育成確保を図り、もって、林業及び山村の振興に資するほか、都市住民の理解と参加による森林整備と林業経営改善を促進することを目的とする。</p> <p>② 事業（寄付行為第4条） 林業基金は前条（寄付行為第3条）の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 森林の造成に関する事業 2) 分収林契約締結の促進対策に関する事業 3) 基幹的林業労働者後継者の育成確保の促進対策に関する事業 4) 森林文化活動の促進対策に関する事業 5) その他林業基金の目的を達成するために特に必要と認められる事業 <p>(2) 設立経緯 奈良県の林業においては、昭和56年から林業不況が長引き、林業活動が衰退するなど、林業関係者に深刻な打撃を与えており、中でも、伐採、造林の減少によって就労の機会が減少した林業労働者には極めて大きな影響を与えていた。このため、労働基準局、管林署、市町村、林材業界、労働団体及び奈良県などの機関で構成する林業雇用対策協議会（昭和56年発足）で対策が協議され、後継者育成確保、林業労働者の就業促進対策及び林業基金の創設が提言された。</p> <p>これを受けて奈良県、市町村、林材業団体等で設立準備が進められ、昭和58年12月1日に奈良県知事の設立許可が得られることとなった。</p> <p>林業基金は、分収造林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人の1つである。森林整備法人は全国で45法人が認定</p>
---	---

5. 奈良県との関係

(1) 取引

① 補助金

平成14年度の奈良県からの補助金は次のとおりである。

補助金名	補助金額 (千円)	事業内容	対応する事業 (2.との関係)
基金運営費補助金	84,845	基金運営費に要する経費のうち、知事が定める額(派遣職員及び事務人員賃、事務所賃借料等)の補助	—
造林補助金(公有森林整備推進事業補助金)	63,454	公有森林整備に伴う費用について補助を受ける。	1. 基金造林事業
造林補助金(建築積蓄源林整備事業)	4,826	補助対象経費として補助を受け、補助対象経費に伴う費用について補助を受ける。	1. 基金造林事業
造林補助金(建築公益保全林整備事業)	2,062	補助対象経費として補助を受け、補助対象経費に伴う費用について補助を受ける。	1. 基金造林事業
造林補助金(高度化事業補助金(分取))	1,500	分取林整備高度化事業に要する経費のうち10分の10(うち、国負担10分の5)の補助	2. 分取林整備推進事業
造林補助金(分取)	1,448	県有林について補助を受ける。補助対象経費として補助額は異なる。	2. 分取林整備推進事業
担い手育成強化対策補助金(林業労働力の確保支援センター推進事業補助金)	7,082	—	5. 県有林整備受託事業
担い手育成強化対策補助金(林業労働力の確保支援センター推進事業補助金)	(5,994)	次代の林業の担い手を養成するため、森林土木機械研修、一般林研修等各種の研修を奈良県林業機械化推進センターに委託して実施する事業について補助	7. 林業担い手育成強化対策事業
林業労働力確保支援センター運営費補助金	(70)	林業労働力の確保支援センターの運営に必要な経費の補助	7. 林業担い手育成強化対策事業
林業労働力確保支援センター運営費補助金	(1,018)	林業労働力の確保支援センターの運営に必要な経費等の補助	7. 林業担い手育成強化対策事業
合計	165,317		

② 貸付金

奈良県から林業基金へ貸付けが行われており、平成14年度の貸付額は171,075千円、平成14年度末貸付残高は2,279,072千円である。

貸付けに係る実施要綱はなく、貸付けの都度、借付証書を差入れる形式となっている。貸付条件については、借付証書上貸付期間は50年となっているが、奈良県知事と協議のうえ再度決定するとされ、貸付利息については返済時に奈良県知事と協議のうえ決定するとされ、長期計画収支計算表上では県への返済は平成56年度まで行われ、なお、平成14年度の基金造林事業収支予算書を見ると、県からの当該借入金171,075千円の使途のうち、太宗を占めるのは公庫借入金利息149,152千円となっている。

③ 受託契約

平成14年度の奈良県との受託契約は次のとおりである。

受託契約名	金額 (千円)	事業内容	対応する事業 (2.との関係)
県有林分取育林事業受託契約	883	分取林契約促進事業の一部、森林文化活動促進事業の一部を受託している。	4. 森林文化活動促進事業
県有林造成事業受託契約	192,036	県有林及び全国植樹祭(昭和56年)記念分取造林地の造成、保育、管理並びに「水源100年(5.162ha)」。基金はさらに当業務の一部を森林組合へ委託又は請負させている。	5. 県有林造成受託事業
保安林整備事業受託契約	4,148	保安林保育等森林整備にかかる現場の技術指導、管理業務を受託する。	6. 保安林整備受託事業
県有林環境整備事業受託契約	44,940	国の緊急地域域雇用対策事業による県有林環境整備事業を実施し、山村地域の林業労働者の雇用・就業機会を創出する一助とする(平成14年度102名)。	9. 県有林環境整備受託事業
合計	242,007		

(2) 人的関係

前述したとおり、林業基金の職員14名のうち、奈良県派遣職員は8名、嘱託職員(奈良県職員OB)は3名である。奈良県は、奈良県派遣職員について「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に則り、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」及び「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を制定している。また、「職員派遣に関する取決め」を奈良県と林業基金間で交わしている。

6. 奈良県内市町村との関係

(1) 出捐関係

奈良県内の森林を多く所有する1市6町15村は昭和58年の林業基金設立時に各々200千円(出捐比率0.06%)を出捐している。

市町村名	出捐金額 (基本財産に占める出捐割合)
五條市、都祁村、山添村、大字町、基田野町、榎原町、室生村、曾爾村、御杖村、吉野町、大淀町、下市町、黒瀬村、西吉野村、天川村、野迫川村、大塔村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	各200千円 (各0.06%)
合計	4,400千円(1.43%)

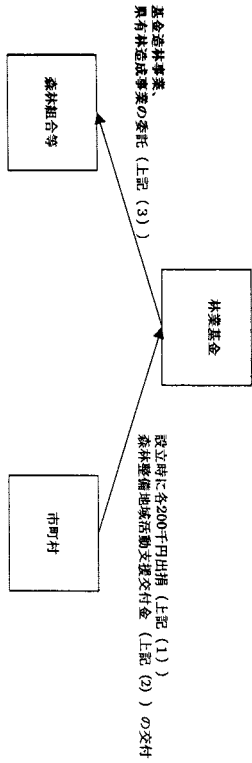
(2) 森林整備地域活動支援交付金制度

林業基金と一部の市町村との間で地域協定を締結し、林業基金が森林の現況調査、施業実施区域の明確化作業、歩道の整備等の地域活動を実施し、森林整備の推進を図ることに、市町村が1ha当たり1万円の交付金を交付

している。

(3) 基金造林事業等の委託契約
基金造林事業、県有林造成事業の一部について、各市町村に所在する森林組合等に委託している。

(1)から(3)の取引を図示すると次のとおりである。

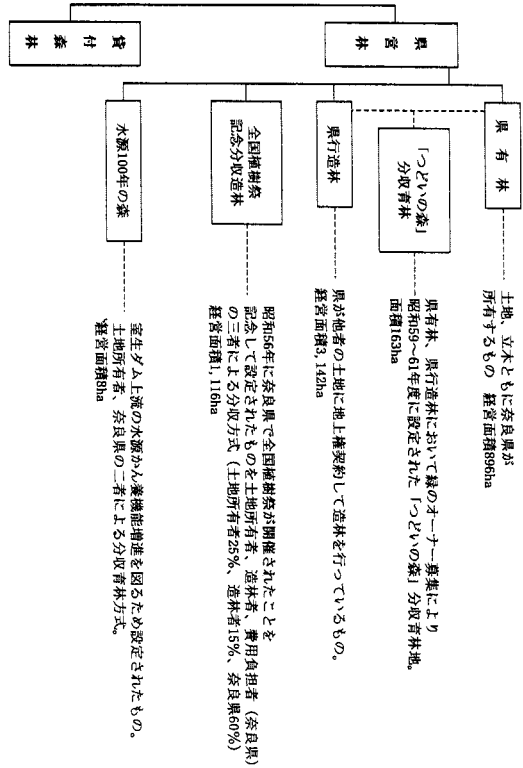


7. 奈良県の林業

(1) 奈良県の森林
奈良県における森林面積は284千haであり、森林蓄積は64,001千m³である(平成14年4月現在)。

① 県営林

奈良県の所有する県営林は平成14年度末には1市3町14村において56箇所、全面積5,162ha(うち人工林は1,991ha、人工林率39%)である。基金造林と同様にまだ林齢が若く、大部分が保育の段階である。



② 林業基金の分収造林
林業基金の分収造林(基金造林)の面積は、1市5町12村において189契約で1,347haである。

(2) 奈良県の林業

① 林業の現状
奈良県の平成14年度素材生産量229千m³のうち、スギ104千m³、ヒノキ115千m³である。

奈良県の林業においても、全国的な木材価格の低迷による影響を受けている。奈良県内の木材市場におけるスギ・ヒノキの1m³当たり平均価格の推移は次のとおりであり、下落しつつある。

(単位：千円/m³)

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成11年	平成12年	平成13年
スギ	58	40	52	43	29	29	28
ヒノキ	122	87	124	94	54	60	54

このような状況となった主な原因としては、低価格の外国産材の輸入増加による影響が考えられている。外国産材が低価格であるのは、一般的に1)

低い人件費、2) 平坦地で運送コストが安い、3) 主として天然林であるため育成コストが安い、4) 違法伐採、等の理由が挙げられている。

② 吉野林業

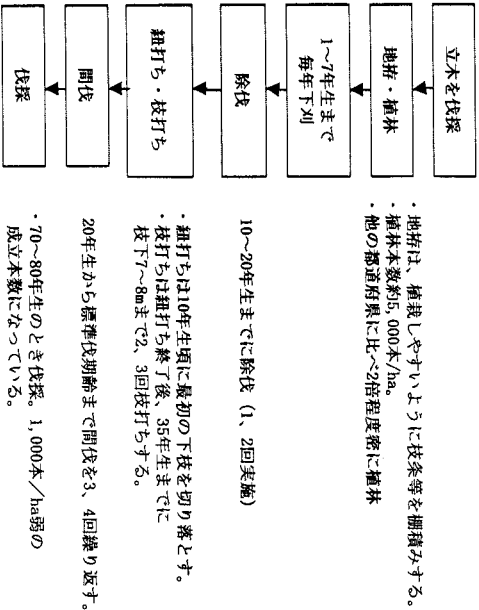
奈良県の林業は吉野林業を中心に発展してきた。

吉野林業地域は吉野川上流付近に奈良県土の約12%を占め、台風被害も少なく、地質・気候から見て林木の生育に最適な条件を備えている。吉野林業は極端な密植と弱度の間伐を数多く繰り返し、長伐期とする施策であることが大きな特徴である。これは、主として酒樽・樽丸の生産を目的とし、年輪幅が狭く(1cmに8年輪以上)、均一を尊重したためと言われている。通直完満、無節、木質の良さ、渋抜きによる目色の良さという吉野杉の持ち味により木材市場で珍重されているとのことである。

しかし、質が良いことと同時に施業の多さ(手間がかかる)も大きな特徴であり、投資費用が多額となる原因の1つとなっている。

(3) 林業の標準的な施業の流れ

奈良県の林業における標準的な施業の流れは次のとおりである。ただし、後述するが、林業基金では基金造林について平成13年度に施業の見直しを実施し、収穫見込のランク別の実施施業を設定している。



8. 林業基金の経営改革

① 奈良県における取組み

いわゆるパナールの崩壊後、社会経済状況の低迷が長期に続き、林業へ重大な影響を与えており、林業を基幹産業とする山村経済へも大きな影を落としている。こうした状況の中で、多様な機能発揮が求められる森林の整備に関して、森林整備法人としての林業基金の役割・責務はいよいよ重要となっている。また、林業基金の財政状況は前掲のとおり、森林経営の特性から多額の借入金を抱えている。

これに対して、現在まで林業基金の事業等の在り方について、奈良県では次の経緯で検討し、取り組んできた。

項目	内容
林業基金における取組	平成11年5月に「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」第3条第1項の規定により、林業経営改善計画を奈良県へ提出。さらに平成14年2月に変更計画申請。
奈良県における取組	平成13年3月、「林業基金造林事業に係る県の方針について」を作成。今後の基金造林事業のあり方についての検討会議を実施。 ○新規造林の一時休止(現状、造林面積1,347ha。造林計画の2,000haは変更せず) ○画一的な施業体系を改める。 ○施業の歩掛、諸経費を見直し、投入経費の節減を図る。 ○長期収支計画の変更 ○同様の問題を抱える自治体と連携し、国等からの森林整備法人備法人全国協議会(奈良県参加)から林野庁へ要望書提出、森林基金連合を平成15年7月に設立し(奈良県参加)、林野庁へ要望提出) ○奈良県独自で政府要望を実施(例)平成14・15年度予算要求にて林業基金への補助政策を要望。
奈良県におけるその他の活動、国への活動	

② 「林業基金造林事業に係る県の方針について」

平成13年2月に基金造林約1,300haについて、並材も含んだ木材市場の当時の平均価格スギ29,200円、ヒノキ59,200円により基金造林の将来収支を算定したところ、赤字であると試算された。これを踏まえ、平成13年3月15日付けで農林部林務長から林業基金理事長に対して「林業基金造林事業に係る県の方針について」を通知している。平成13年度より、基金造林事業について、次のとおり見直しをする旨が記載されている。

1. 基金造林事業内容の見直しについて
 (1) 新植については、原則中止
 (2) 歩掛、単価、諸経費は造林補助事業と整合させる。
 (3) 経営区ごとに採算性を見直し、事業費を削減する。経営区ごとの
 施策計画は平成13年度中に策定する。
 (4) 画一的な施業体系を改め、材木の生育条件・立地条件等に応じて
 AからDラック (A: 無節の3m柱材2丁、B: 4mの無節の柱材
 1丁、C: 3mの無節の柱材1丁、D: 針・広混交林への誘導) に
 分け、各ラックに応じた施業体系とし、保育経費を削減する。
 ① 下刈りは5年生までとし、2回刈りを廃止する。
 ② 除間伐は施業体系にあわせて、時期・内容・回数・回数を削減する。
 ③ 枝打ち紐打ちは、施業体系にあわせて、時期・内容・回数を削減する。
 ④ 契約地の解除について
 ⑤ 枝打ち紐打ちは、施業体系にあわせて、時期・内容・回数を削減する。
 2. 林業基金契約地の解除を検討する。
 不成績造林地の契約解除を検討する。

II 外部監査の方法

1. 監査の視点

(1) 奈良県農林部について

① 林業基金に対する補助金、委託契約及び貸付金に関する事務執行は適正になされているか。

(2) 林業基金について

① 奈良県との取引は適正に実施されているか。

② 設立目的や法人の基本規程である寄付行為に沿って事業運営が行われているか。

③ 契約事務について適正性が確保されているか。

④ 将来の長期経営計画が合理的に作成され、将来、奈良県からの借入金の返済が可能か。

⑤ 会計処理は公益法人会計基準及び林業基金の会計規程に基づき適正になされているか。また、収支状況、財政状態が公益法人会計基準に従って正しく表示されているか。

⑥ 事業別の収支計算が正しく行われているか。

⑦ 分収林の資産価値が適切に評価されているか。

⑧ 基金造林事業契約及び原価管理が適切か。

2. 主な監査手続

上記の視点に基づき、主に次の監査手続を実施した。

(1) 奈良県と林業基金との取引について、その概要の説明を受け、関係資料を閲覧した。

(2) 林業基金の設立経緯及び寄付行為を確認した。

(3) 実施事業の内容及び執行状況等について、説明を聴取し、また関連書類、契約書、証憑等を閲覧した。

(4) 平成13年度に奈良県により作成された長期収支計画について、根拠資料を閲覧した。

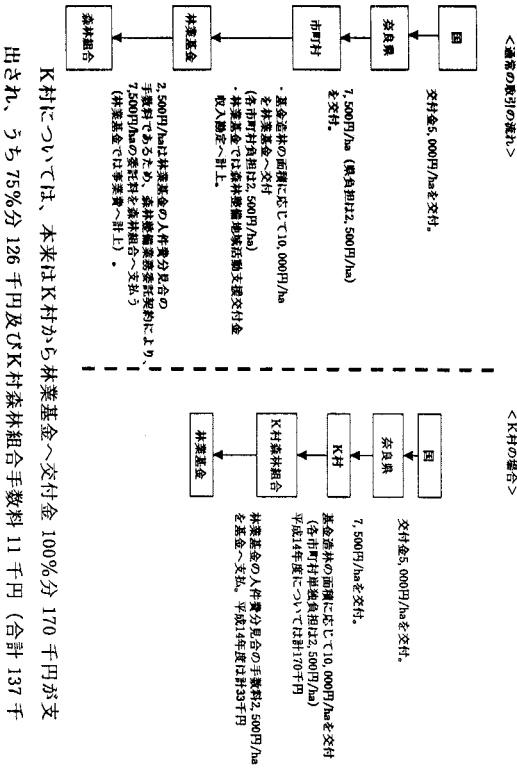
(5) 平成14年度末現在の預金の残高証明書を閲覧した。

III 外部監査の結果

1. 基金造林地域活動支援事業に関する会計処理

(1) 概要

林業基金の事業の1つである基金造林地域活動支援事業における関係図は次の左図のとおりである。しかし、県内K村においては、右図の流れで取引が行われていた。



円)をK村森林組合へ委託費として支払うはずであった。しかし、K村から林業基金へ入金されず、100%の170千円がK村森林組合に直接支払われ、林業基金の純受取額33千円がK村森林組合から林業基金に支払われていた。林業基金での会計処理は、33千円を森林整備地域活動支援交付金収入勘定へ計上していた。

(2) 監査の結果

① 林業基金における会計処理

K村のケースにおいても、本来は他の市町村の処理と同様に170千円を当該収入勘定に計上し、137千円を基金造林地域活動支援事業費勘定に計上する必要はある。資金の流れではなく、取引の実態に応じた会計処理を行うことが必要である。

2. 借入金未払利息の処理

(1) 概要

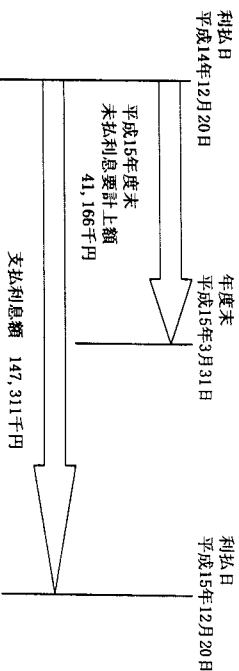
林業基金では奈良県及び農林漁業金融公庫から借入れを実施しており、平成14年度末現在、長期借入金7,728,988千円を計上している。借入金支払利息については、支払時に基金造林勘定(資産)に計上している。

(2) 監査の結果

支払利息については、発生主義を採用せず、実際の支払時に計上処理を行っている。林業基金は公益法人会計基準を採用しており、借入金利息の未払部分についても計上が求められる。なお、平成14年度末における未払利息要計上額を試算したところ、次のとおりである。

	金額
平成15年12月20日支払利息額のうち、平成15年3月末までに契約分	147,311
うち、前回利息支払日(平成14年12月20日)後、平成15年3月31日までの期間に対応する分(未払利息要計上額)	41,166

(単位：千円)



借入金支払利息について、発生主義に従って未払利息(試算額41,166千円)相当額の未払費用(負債)を計上し、支払利息は、基金造林の原価として基金造林勘定(資産)に計上されることになっているため、当勘定を同額増額する必要はある。

3. 消費税の処理

(1) 概要

林業基金は消費税の会計処理については、税込処理を行っている。

(2) 監査の結果

平成14年度は消費税が還付されている(7,658千円)が、平成14年度末計算書類では未収消費税が計上されている。これは、還付入金時(翌年度)に雑収入に計上しているためとされており、毎年同様の会計処理が実施されていた。公益法人会計基準に則って発生主義に従い、消費税についても、発生年度に未収消費税を計上する必要がある。

一方、平成14年度末において、平成13年度の一部事業の未払消費税が負債に計上されたままであった(891千円)。これは、平成13年度分消費税支払時に、未払消費税(負債)支払の会計処理を行わず、費用処理したためである。未払消費税戻入れの会計処理(収益計上)が必要である。

IV 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

< A 奈良県に対する意見 >

1. 林業基金運営費補助金

(1) 補助金の概要

開始年度：昭和59年度	所管部署：林政課
施策との関係：広域組合化と担い手の育成	林業労働者の育成確保
根拠規程：奈良県林業基金運営費補助金交付要綱	

(単位：千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	88,132	87,284	87,486	84,845	87,255
うち果負担額	88,132	87,284	87,486	84,845	87,255
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	90,889	89,353	89,563	87,102	89,683

(補助金の目的)

林業基金の円滑な運営の推進を図るため、林業基金に対し、林業基金運営費に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する(要綱第1より)。

(補助事業の概要)

補助対象経費は、①常務理事(平成14年度1名)の報酬・手当等、②林業基金の運営に係る派遣職員(平成14年度8名)の給与・手当、③事務所の借上げ等に係る費用である。

(2) 意見

① 補助の効果

補助の効果の記載が実績報告書にはない。別途、通常総会開催時に配布される業務報告書には事業内容報告が詳細に記載されているが、この業務報告書の入手は通常総会開催時の翌年度5月頃であり、補助金交付後である。3月末に入手する実績報告書において詳細な事業内容の記載がされ、補助の効果を把握した後に補助金の確定を行うことが望まれる。具体的には、事業の状況、林業労働者の育成確保の状況等を報告することが考えられる。これらの点に関して、奈良県は林業基金に対して指導する必要がある。

② 補助対象経費の区分のあり方

団体運営費は基本的に自主財源で賄うべきである。補助対象経費のうち人

件費は団体運営費の一部として経理処理するのではなく、事業費に振り分けて事業費補助として補助すべきであり、正確に事業費の把握をする必要がある。奈良県は林業基金に対し様々な事業費補助を実施しているが、各々の事業に係る人件費については運営費に含めるのではなく各事業費として把握するよう指導し、その上で各事業に対する補助金交付額を検討すべきである。

2. 分収林整備高度化事業補助金(分収林整備促進事業補助金)

(1) 補助金の概要

開始年度：平成9年度	所管部署：林政課
施策との関係：広域組合化と担い手の育成	林業労働者の育成確保
根拠規程：分収林整備高度化事業補助金交付要綱	

(単位：千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	2,360	1,760	1,600	1,600	1,520
うち果負担額	1,180	880	800	800	760
うち国負担額	1,180	880	800	800	760
事業費	2,480	1,872	1,600	1,795	1,520

(補助金の目的)

森林の適正な管理を図るため、林業基金に対し、分収林整備高度化事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する(要綱第1より)。

(補助事業の概要)

補助対象経費は分収林整備高度化事業に要する経費であり、補助額は経費の10分の10以内の額である(うち、国2分の1)。

補助対象事業は次のとおり区分される。

区分	事業の内容
分収林促進進活動事業	1. 森林調査等、2. 費用負担者の募集等、3. 境界確認調査
分収林整備活動事業	1. 普及活動、2. 住民参加活動
分収林事務活動事業	1. 所有者確認調査、2. 森林調査、3. 変更契約締結促進

従来、分収林契約促進活動事業を中心に実施していた事業であった(特に、費用負担者の募集等の活動)が、新規造林を一時休止した現在、分収林事務活動事業(所有者確認調査等)に事業の中心を置いている。なお、所有者確認調査とは分収林の施業方法の見直しに必要な契約内容の変更や、分収林契約者の転居、相続等による世代交代を確認し契約変更等を行うための調査